

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 8 月15日

【会社名】 ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター兼人事グローバル責任者
(Managing Director and Global Head of Human Resources)
フォルカー・シュトイヤー
(Volker Steuer)

ディレクター兼HRリージョン・サウス、ドイツおよびグローバル
BP HR4HR責任者
(Director and Head of HR Region South, Germany and Global
BP HR4HR)
ギード・リュンガー
(Guido Ruenger)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325
フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラゲ12
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal
Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之
弁護士 先山 雅規
弁護士 佐々木 公樹

【連絡場所】 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1292

【届出の対象とした募集有価証券の
種類】 記名式無額面普通株式

【届出の対象とした募集金額】 1 億円（見込額）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注 1） 本書において、別段の記載がある場合を除き、「当行」とはドイツ銀行をいう。

（注 2） 本書において便宜上記載されている日本円への換算額は、別段の記載のない限り2025年 8 月 1 日現在の株式会
社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信直物相場の仲値（１ユーロ＝172.19円）による。

（注３） 本書中の表において数値が四捨五入されている場合、合計の値はそれらの数値の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【株式の募集】

(1) 【新規発行株式】

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及び種類	発行数	内容
記名式無額面普通株式（以下 「 本株式 」という。）	16,548株（注１） なお、報奨取得権（以下に定義する。）に対応する本株式として、さらに3,100株が追加的に交付される可能性がある。（注２）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式である。当行の定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。

（補足）ドイツ銀行グローバル・シェア・パーチェス・プラン

（１） 本書における募集の背景

本書において企図されている本株式の募集（以下「**本募集**」という。）は、ドイツ銀行グローバル・シェア・パーチェス・プラン（Deutsche Bank Global Share Purchase Plan、以下「**本プラン**」という。）に基づくものである。

本プランについては、当行のシニア・エグゼクティブ報酬委員会（Senior Executive Compensation Committee、以下「**委員会**」という。）によって指名された当行の従業員株式プラン（プライベート・バンク）部門（Employee Share Plans (Private Bank)）が本プランの管理者（Plan Administrator、以下「**管理者**」という。）として、本プランの運用および管理を行っている。2025年から2026年における本プランの開始は、2025年 6 月20日付および2025年 7 月 1 日付で、当行の業績および報奨グローバル責任者（Global Head of Performance & Reward）ならびにグループ報奨責任者（Head of Group Reward）により承認された。

本プランは、毎年11月 1 日からの12か月を有効期間（以下「**有効期間**」という。）とし、委員会が別途の決定をしない限り、1 年ごとに更新される。

（２） 適格従業員による本プランへの参加

本プランに参加することができる者は、適格性基準日（以下に定義する。）における適格グループ会社（以下に定義する。）の従業員のうち委員会が別途設定する一定の要件（以下「**適格基準**」という。）を満たす者（以下「**適格従業員**」という。）とする。「**適格性基準日**」とは、毎年 8 月15日（または当行が決定する別の日）をいう。2025年11月 3 日から開始する有効期間に係る適格性基準日は、2025年 8 月15日とする。また、「**適格グループ会社**」とは、ドイツ銀行およびドイツ銀行が過半数の株式を直接または間接的に保有する他の会社のうち、本プランに参加する会社をいう。日本における適格グループ会社は、ドイツ銀行東京支店およびドイツ証券株式会社である。本プランへの参加は各適格従業員の任意であり、本プランへの参加を選択した適格従業員を、以下「**参加者**」という。また、毎年 2 月15日（または当行が決定する別の日）（半期適格性基準日）における適格グループ会社の適格従業員で、直前の適格性基準日において適格基準を満たさない従業員であった者は、同年の 5 月 1 日から当該有効期間の末日まで、本プランに参加することができる。

（３） 参加者による本株式の購入

各参加者は、給与からの月次の天引きにより、参加者が設定した一定の金額（以下「**給与天引額**」という。）を管理者に対して預託する。ただし、給与天引額は、1 か月当たり10ユーロから125ユーロ（2025年11月 3 日から開始する有効期間については、各参加者に対して約1,722円から約21,524円）を限度（以下「**天引限度額**」という。）とする。各参加者は、関連する有効期間中の 3 月 2 日から 3 月31日までに管理者に対し通知を行うことにより、5 月 1 日から10月30日までの期間に係る給与天引額を天引限度額の範囲内で変更することができる。給与天引額は、管理者に開設された参加者の振替口座に送金され、管理者により保管される。

管理者は、毎月、本株式を当行の各オペレーションズ部門（Operations）を通じて市場から調達し、参加者は、管理者が市場からの調達価格を勘案して月次にて設定する価額（以下「**募集価格**」という。）にて、本株式を管理者より購入する。ある月の給与天引額が本株式の購入代金に充てられ、残余がある場合、翌月の購入のために繰り越される。かかる残余が有効期間における最後の本株式の購入の後に生じた

場合には、次の有効期間に繰り越されるが、次の有効期間に本プランに参加しない参加者については、当行と参加者が別段の合意をしない限り、参加者に対して可及的速やかに支払われる。

（４） 本株式の保管

参加者が管理者から購入した本株式は、当行に開設したオムニバス口座（以下「**参加者口座**」という。）において参加者のために保管される。参加者は、参加者口座において保管される自己の本株式について、配当の受領および議決権の行使を含む株主としての権利を行使することができる。また、参加者は、いつでも、事前の通知を行うことにより、参加者口座から自己の本株式を引き出すことができる。

（５） 報奨取得権（Matching Award）

委員会は、その別途指定する日（Award Date、以下「**報奨基準日**」という。）において、関連する有効期間において各参加者が購入し、かつ、報奨基準日において保有する本株式と同数の本株式を取得する権利（Matching Award、以下「**報奨取得権**」という。）を、各参加者に与えることができる。ただし、報奨取得権は、委員会が別途指定する株式数を上限とし、2025年11月3日から開始する有効期間においては10株を上限とする。参加者の報奨取得権に対する権利が下記に従い確定するまで、参加者は、報奨取得権に対する株主としての権利を有するものではなく、報奨取得権について譲渡、担保設定その他の処分をすることはできない。

報奨基準日から１年間（かかる期間の末日を以下「**確定日**」という。）、権利喪失事由（以下に定義する。）が発生しなかった場合、参加者の報奨取得権に対する権利が確定する。参加者の報奨取得権に対する権利が確定した場合、報奨取得権に対応する株数の本株式が、参加者口座に振り替えられる。

参加者が、確定日までに、任意に退職し、または参加者の責めに帰すべき事由により適格グループ会社との雇用関係が終了した場合（以下「**権利喪失事由**」という。）、参加者は、報奨取得権を取得する権利を喪失する。

- （注１） 発行数は、2025年６月時点の日本におけるすべての適格従業員が当初から本プランに参加し、2025年11月分から2026年10月分まで天引限度額の範囲内で給与天引額の上限額の支払いを行い、募集価格が１株当たり28.10ユーロ（約4,839円）（ドイツ証券取引所Xetra取引システム（電子現金市場取引システム）において公表された2025年８月１日時点の終値）であると仮定した場合の見込数である。
- （注２） 報奨取得権に対する権利が確定した場合、これに対応する本株式が参加者に対して交付される。報奨取得権の株式数は、2025年６月時点の日本におけるすべての適格従業員が当初から本プランに参加し、全員に対して報奨取得権数の上限である10株が交付されると仮定した場合の見込数である。
- （注３） 本書の対象とした募集は、当行の保有する本株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第９条第５号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘である。
- （注４） 本募集に関する取締役会または株主総会の決議は存在せず、2025年から2026年における本プランの開始は、2025年６月20日付および2025年７月１日付で、当行の業績および報奨グローバル責任者ならびにグループ報奨責任者により承認されている。

（２）【募集の方法及び条件】

【募集の方法】

募集の形態	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
募集株式 （従業員への割当）（注１）	16,548株（注１） なお、報奨取得権に対応する本株式として、さらに3,100株が追加的に交付される可能性がある。（注２）	１億円（見込額）（注１）	該当事項なし。

- （注１） 発行数および発行価額の総額は、2025年６月時点の日本におけるすべての適格従業員が当初から本プランに参加し、2025年11月分から2026年10月分まで天引限度額の範囲内で給与天引額の上限額の支払いを行うと仮定し、ドイツ証券取引所Xetra取引システムにおいて公表された2025年８月

1日時点の終値が1株当たり28.10ユーロ（約4,839円）であることを踏まえ、調達時の株価および為替の変動を見込んだ数値である。

- （注2） 補足（5）記載のとおり、報奨取得権に対する権利が確定した場合、委員会が別途指定する株式数を上限とする本株式が参加者に対して追加的に交付される。

【募集の条件】

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数 単位	申込期間	申込 証拠金	払込期日
無額面株式	1株当たり 28.10ユーロ （約4,839円） （注1）（注2）	該当事項 なし。	1株	2025年9月1日から 2025年9月30日まで	不要 （注3）	2025年11月分 から2026年10 月分まで給与 から月次の天 引きのこと。

- （注1） 発行価格は、ドイツ証券取引所Xetra取引システムにおいて公表された2025年8月1日時点の終値を便宜的に記載している。実際の募集価格は、補足（3）記載のとおり、管理者が市場からの調達価格を勘案して月次にて決定する金額となる。なお、発行価格と募集価格は同額である。

- （注2） 補足（5）記載のとおり、報奨取得権に対する権利が確定した場合、委員会が別途指定する株式数を上限とする本株式が参加者に対して追加的に交付されるが、上記の1株当たり発行価格の算定においては、かかる本株式については勘案していない。

- （注3） 申込証拠金はないが、補足（3）記載のとおり、月次の給与からの天引きが行われ、給与天引額が本株式の購入代金の支払いに充てられる。

【申込取扱場所】

名 称	所在地
ドイツ銀行 （従業員株式プラン（プライベート・バンク）部門）	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーク12

【払込取扱場所】

名 称	所在地
ドイツ銀行 （従業員株式プラン（プライベート・バンク）部門）	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーク12

(3) 【株式の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
---------	-----------	---------

1 億円（見込額）（注）	17百万円	83百万円（見込額）
--------------	-------	------------

（注） 払込金額の総額は、2025年6月時点の日本におけるすべての適格従業員が当初から本プランに参加し、2025年11月分から2026年10月分まで天引限度額の範囲内で給与天引額の上限額の支払いを行うと仮定し、ドイツ証券取引所Xetra取引システムにおいて公表された2025年8月1日時点の終値が1株当たり28.10ユーロ（約4,839円）であることを踏まえ、調達時の株価および為替の変動を見込んだ額である。

（2）【手取金の使途】

補足（3）に記載のとおり、本プランにおいては、管理者が本株式を市場から購入した上でそれらを参加者の保管口座に分配するものであり、手取金は、かかる本株式の市場からの購入に充当される。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本株式の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

（1）有価証券の種類および銘柄

本株式

（2）発行数

3,516,673株（注1）

なお、報奨取得権に対応する本株式として、さらに658,790株が追加的に交付される可能性がある。（注2）

（注1） 発行数および後記の発行価額の総額は、2025年6月時点の対象地域（以下に定義する。）におけるすべての適格従業員が当初から本プランに参加し、2025年11月分から2026年10月分まで天引限度額の範囲内で給与天引額の上限額の支払いを行い、募集価格が1株当たり28.10ユーロ（約4,839円）（ドイツ証券取引所Xetra取引システムにおいて公表された2025年8月1日時点の終値）であると仮定した場合の見込数および見込額である。

（注2） 報奨取得権に対する権利が確定した場合、これに対応する本株式が参加者に対して交付される。報奨取得権の株式数は、2025年6月時点の対象地域（以下に定義する。）におけるすべての適格従業員が当初から本プランに参加し、全員に対して報奨取得権数の上限である10株が交付されると仮定した場合の見込数である。

（３）発行価格

１株当たり28.10ユーロ（約4,839円）（注１）（注２）

（注１） 発行価格は、ドイツ証券取引所Xetra取引システムにおいて公表された2025年８月１日時点の終値を便宜的に記載している。実際の募集価格は、補足（３）記載のとおり、管理者が市場からの調達価格を勘案して月次にて決定する金額となる。なお、発行価格と募集価格は同額である。

（注２） 補足（５）記載のとおり、報奨取得権に対する権利が確定した場合、委員会が別途指定する株式数を上限とする本株式が参加者に対して追加的に交付されるが、上記の１株当たり発行価格および後記の発行価額の総額の算定においては、かかる本株式については勘案していない。

（４）発行価額の総額

98,818,500.00ユーロ（約17,015,557,515円）（注）

（注） 上記「（２）発行数」における（注１）および上記「（３）発行価格」における（注２）を参照。

（５）株式の内容

本株式は全額払込済であり、記名式である。各本株式につき１議決権が付与される。本株式の権利について特段の制限はない。

（６）発行方法

補足（３）記載のとおり。

（７）引受人の氏名または名称

該当事項なし。

（８）募集を行う地域

アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、インド共和国、大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、台湾、オーストリア共和国、チェコ共和国、フランス共和国、ギリシャ共和国、ルクセンブルク大公国、オランダ王国、スイス連邦、アラブ首長国連邦、ドイツ連邦共和国およびアイルランド（以下「対象地域」という。）

（９）当行が取得する手取金の総額および手取金の使途

（ ）当行が取得する手取金の総額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
---------	-----------	---------

98,818,500.00ユーロ (約17,015,557,515円) (注1)(注2)	20,395,479.61ユーロ (約3,511,897,634円)	78,423,020.39ユーロ (約13,503,659,881円)
--	---------------------------------------	--

(注1) 払込金額の総額は、2025年6月時点の対象地域におけるすべての適格従業員が当初から本プランに参加し、2025年11月分から2026年10月分まで天引限度額の範囲内で給与天引額の上限額の支払いを行うと仮定した場合の見込額である。

(注2) 補足(5)記載のとおり、報奨取得権に対する権利が確定した場合、委員会が別途指定する株式数を上限とする本株式が参加者に対して追加的に交付されるが、上記の払込金額の総額の算定においては、かかる本株式については勘案していない。

() 手取金の使途

補足(3)に記載のとおり、本プランにおいては、管理者が本株式を市場から購入した上でそれらを参加者の保管口座に分配するものであり、手取金は、かかる本株式の市場からの購入に充当される。

(10) 新規発行年月日

補足(3)ないし(5)記載のとおり。

(11) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合におけるその金融商品取引所の名称

ドイツ証券取引所

(12) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

株式募集届出目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

本書に基づき日本において募集される本株式については1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「**米国証券法**」という。）に基づき登録されておらず、かつ今後も登録されることはなく、また、米国証券法に基づき登録されていない、もしくは登録免除の適用が認められない場合には、米国において本株式が募集され、または売出されてはなりません（The Shares offered in Japan based on this document have not been and will not be registered under the U.S. Securities Act of 1933, as amended (the "Act"), and may not be offered or sold in the United States, unless registered under the Act or an exemption from registration is available.）。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2024年度）（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）
2025年 6 月26日、関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当事項なし。

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の2025年 6 月26日提出の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年 6 月26日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第五部 【特別情報】

該当事項なし。